

浜の活力再生プラン  
令和 6 ～ 1 0 年度  
第 3 期

## 1 地域水産業再生委員会

組織名	渡島地域水産業再生委員会
代表者名	会長 上見 孝男（函館渡島いか釣り漁業協議会 会長）

再生委員会の構成員	函館渡島いか釣り漁業協議会・函館鮭鱒漁業組合・函館市 （有）寿々丸漁業、（有）小原漁業部
オブザーバー	北海道渡島総合振興局産業振興部水産課 北海道漁業協同組合連合会函館支店

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	地 域：函館市 対象魚業種類：イカ釣り漁業 対象漁業階層：イカ釣り漁船（100 t 以上） 3 隻 （令和 5 年 4 月 1 日現在）
-------------------	---

## 2 地域の現状

## (1) 関連する水産業を取り巻く現状等

<p>当渡島地域水産業再生委員会は、日本全国で広域的な操業を行うイカ釣り漁船（100 t 以上、以下「中型いか釣り漁船」）漁業者と、北海道南部海域（渡島地域）を操業の拠点とするイカ釣り漁船（20 t 未満、以下「小型いか釣り漁船」）漁業者により構成されており、函館市を主たる陸揚げ地として周年にわたりスルメイカの供給を行っている。</p> <p>近年、特に北海道南部海域においては、上昇する海水温の影響からスルメイカの来遊が不安定となっており、比較的水温の低い道東方面での漁場形成や夏枯れの長期化など海洋環境の急激な変化により漁獲量が急激な減少傾向にあり、ここ数年は記録的な不漁となっている。</p> <p>そのため、スルメイカの安定生産を目指し、中型イカ釣り漁船については日本海海域や道東、オホーツク海域において 200 カイリ内操業に取り組んでいるほか、小型イカ釣り漁船については、漁場が形成される道東方面で操業するなどの対応を行っている。</p> <p>しかし、漁場までの移動距離の増大による漁業燃油経費の増加が漁業経営を圧迫しているほか、他地域の漁船との漁場の競合や陸揚げ・漁船受け入れ体制の未整備などにより安定的な操業ができず、十分な漁獲量が得られていない状況となっている。</p> <p>また、厳しい就労環境による漁業就業者の不足から船員や後継者の確保が困難となっており、就業者確保への取り組みが必要となっている。</p> <p>さらに追い打ちをかけるように、原油取引価格の高騰が漁業用燃料や資材などの漁業経費の更なる増加を招き漁業経営を圧迫するなど、当地域のいか釣り漁業を取り巻く環境はより一層厳しい状況に置かれている。</p> <p>当地域は漁業への依存度が高く、特にスルメイカの漁獲が多かったことからスルメイカ加工</p>
--

を手がける水産加工会社が多く集積しており、いか釣り漁業の盛衰が直接地域産業へ影響を及ぼす状況となっている。

そのため、スルメイカの漁獲量減少は原材料確保先を海外を含む他地域へ求めることによる輸送費や原料保管料などの経費の増加、地産のスルメイカを使用した特産品の製造減などにより観光土産として需要の高いイカ関連製品の販売力低下を招き、水産加工業の経営を圧迫する要因となっている。

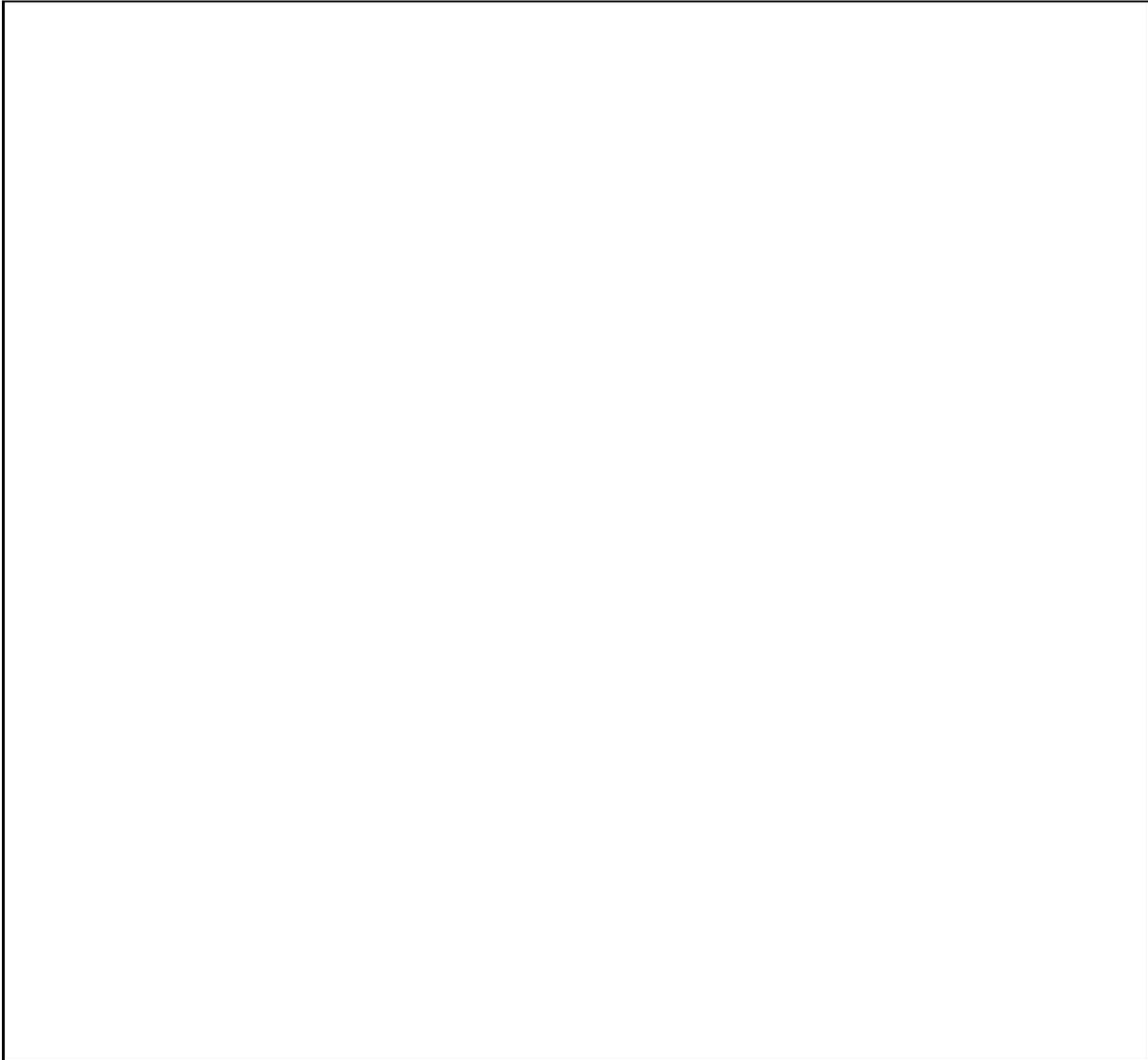
## (2) その他の関連する現状等

本拠地とする函館市は船舶設備・漁業関連会社も多いため、漁獲量の減少による漁業経営の悪化により漁船の設備投資が抑制され、船舶設備・漁業関連産業の低迷を招いているほか、年間約450万人が観光に訪れる観光都市であり、その観光目的の多くが新鮮な海産物と函館山から見える漁り火を期待しての来函となっている。そのため、イカ釣り漁業の低迷はスルメイカの供給力低下と操業自粛による漁り火の消灯と相まって、函館市の魅力を大幅に低減させ観光客の期待に添えないだけでなく、観光関連産業や飲食店業界に多大な影響を与えるものである。

## 3 活性化の取組方針

### (1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

--



(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

スルメイカ資源の永続的な利用により地域の基幹漁業であるイカ釣り漁業の振興を図り、効率的で安定的な漁業経営の確立を目指し、次の活動に取り組み地域の活性化を図る。

1 漁業収入向上のための取組

(1) 魚価向上や高付加価値化

- ・ 鮮度保持および冷凍技術の向上と衛生管理の徹底による付加価値向上対策の強化を図る
- ・ 船内加工技術の拡充による付加価値向上対策の強化を図る

2 漁業コスト削減のための取組

(1) 省エネ活動等による省コスト化

- ・ 省エネ機器等の導入による漁業用燃料経費の削減を図る
- ・ 船体および機器メンテナンスの実施による負荷の低減を図る
- ・ 効率的な操業体制の構築による省燃油活動の実施を行う

<p>3 漁村の活性化のための取組</p> <p>(1) 漁業人材育成確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規漁業就業者の各種漁業研修制度を活用した就業支援を行う</li> <li>・ 就業者の就労環境改善を図る</li> </ul> <p>(2) その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 魚食普及による消費，流通の拡大対策とPR体制の強化を図る</li> </ul>
--

(3) 資源管理に係る取組

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操業隻数，期間等の規制遵守による資源へ与える負荷の抑制 (海洋生物資源の保存及び管理に関する法律，指定漁業の許可及び取締り等に関する省令，北海道海面漁業調整規則)</li> </ul>
---

(4) 具体的な取組内容

1 年目（令和6年度） 所得向上率（基準年比） 5.5%

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>(1) 魚価向上や高付加価値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全漁業者は、設備の更新や労働力の確保を通じて、IQF（一本凍結）での出荷拡大に取り組む。</li> <li>・ 全漁業者は、船内加工技術の拡充による付加価値向上対策の強化を図る。</li> </ul>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>(1) 省エネ活動等による省コスト化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全漁業者は、船底清掃や減速航行による燃費向上に取り組む。</li> <li>・ 全漁業者は、国の補助制度を利用し、省エネ型推進機関や船内冷凍加工設備など省エネ機器等の積極的な導入による漁船運用の効率化を図り、燃油経費の削減に取り組む。</li> <li>・ 全漁業者は、効率的な操業体制の構築による省燃油活動について検討する。</li> </ul>
<p>漁村の活性化のための取組</p>	<p>(1) 漁業人材の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議会及び市は、新規漁業就業者の研修制度等を活用した船員，後継者の確保による安定操業の実現に取り組む。</li> <li>・ 全漁業者は、就業者の離職防止のため、就業者の就労環境改善に努める。</li> </ul> <p>(2) その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議会、市及び全漁業者は、学校給食や料理教室などに地元水産物を提供し、魚食普及に努めることにより消費，流通の拡大対策とPR体制の強化を図る。</li> </ul>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業経営セーフティネット構築事業</li> <li>・ 省燃油活動推進事業</li> <li>・ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業</li> <li>・ 漁業担い手確保緊急支援事業（漁業就業支援事業費）</li> </ul>

2 年目（令和 7 年度） 所得向上率（基準年比） 6. 8%

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>(1) 魚価向上や高付加価値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全漁業者は設備の更新や労働力の確保を通じて、IQF（一本凍結）での出荷拡大に取り組む。</li> <li>・全漁業者は船内加工技術の拡充による付加価値向上対策の強化を図る。</li> </ul>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>(1) 省エネ活動等による省コスト化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全漁業者は船底清掃や減速航行による燃費向上に取り組む。</li> <li>・全漁業者は国の補助制度を利用し、省エネ型推進機関や船内冷凍加工設備など省エネ機器等の積極的な導入による漁船運用の効率化を図り、燃油経費の削減に取り組む。</li> <li>・全漁業者は効率的な操業体制の構築による省燃油活動について協議する。</li> </ul>
<p>漁村の活性化のための取組</p>	<p>(1) 漁業人材の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会及び市は新規漁業就業者の研修制度等を活用した船員、後継者の確保による安定操業の実現に取り組む。</li> <li>・全漁業者は就業者の離職防止のため、就業者の就労環境改善に努める。</li> </ul> <p>(2) その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会、市及び全漁業者は、学校給食や料理教室などに地元水産物を提供し、魚食普及に努めることにより消費、流通の拡大対策とPR体制の強化を図る。</li> </ul>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業経営セーフティネット構築等事業</li> <li>・省燃油活動推進事業</li> <li>・競争力強化型機器等導入緊急対策事業</li> <li>・漁業担い手確保緊急支援事業（漁業就業支援事業費）</li> </ul>

3 年目（令和 8 年度） 所得向上率（基準年比） 8. 0%

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>(1) 魚価向上や高付加価値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全漁業者は設備の更新や労働力の確保を通じて、IQF（一本凍結）での出荷拡大に取り組む。</li> <li>・全漁業者は船内加工技術の拡充による付加価値向上対策の強化を図る。</li> </ul>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>(1) 省エネ活動等による省コスト化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全漁業者は船底清掃や減速航行による燃費向上に取り組む。</li> <li>・全漁業者は国の補助制度を利用し、省エネ型推進機関や船内冷凍加工設備など省エネ機器等の積極的な導入による漁船運用の効率化を図り、燃油経費の削減に取り組む。</li> <li>・全漁業者は効率的な操業体制の構築による省燃油活動について協議した内容を基に実施する。</li> </ul>

漁村の活性化のための取組	<p>(1) 漁業人材の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会及び市は新規漁業就業者の研修制度等を活用した船員，後継者の確保による安定操業の実現に取り組む。</li> <li>・就業者の離職防止のため、就業者の就労環境改善に努める</li> </ul> <p>(2) その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会、市及び全漁業者は、学校給食や料理教室などに地元水産物を提供し、魚食普及に努めることにより消費，流通の拡大対策とPR体制の強化を図る。</li> </ul>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業経営セーフティネット構築等事業</li> <li>・省燃油活動推進事業</li> <li>・競争力強化型機器等導入緊急対策事業</li> <li>・漁業担い手確保緊急支援事業（漁業就業支援事業費）</li> </ul>

4年目（令和9年度） 所得向上率（基準年比）9.2%

漁業収入向上のための取組	<p>(1) 魚価向上や高付加価値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全漁業者は設備の更新や労働力の確保を通じて，IQF（一本凍結）での出荷拡大に取り組む。</li> <li>・全漁業者は船内加工技術の拡充による付加価値向上対策の強化を図る。</li> </ul>
漁業コスト削減のための取組	<p>(1) 省エネ活動等による省コスト化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全漁業者は船底清掃や減速航行による燃費向上に取り組む。</li> <li>・全漁業者は国の補助制度を利用し，省エネ型推進機関や船内冷凍加工設備など省エネ機器等の積極的な導入による漁船運用の効率化を図り，燃油経費の削減に取り組む。</li> <li>・全漁業者は効率的な操業体制の構築による省燃油活動について評価する。</li> </ul>
漁村の活性化のための取組	<p>(1) 漁業人材の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会及び市は新規漁業就業者の研修制度等を活用した船員，後継者の確保による安定操業の実現に取り組む。</li> <li>・全漁業者は就業者の離職防止のため、就業者の就労環境改善に努める。</li> </ul> <p>(2) その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会、市及び全漁業者は、学校給食や料理教室などに地元水産物を提供し、魚食普及に努めることにより消費，流通の拡大対策とPR体制の強化を図る。</li> </ul>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業経営セーフティネット構築事業</li> <li>・省燃油活動推進事業</li> <li>・競争力強化型機器等導入緊急対策事業</li> <li>・漁業担い手確保緊急支援事業（漁業就業支援事業費）</li> </ul>

5 年目（令和 10 年度） 所得向上率（基準年比） 10.4%

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>(1) 魚価向上や高付加価値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全漁業者は設備の更新や労働力の確保を通じて、IQF（一本凍結）での出荷拡大に取り組む。</li> <li>・全漁業者は船内加工技術の拡充による付加価値向上対策の強化を図る</li> </ul>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>(1) 省エネ活動等による省コスト化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全漁業者は船底清掃や減速航行による燃費向上に取り組む。</li> <li>・全漁業者は国の補助制度を利用し、省エネ型推進機関や船内冷凍加工設備など省エネ機器等の積極的な導入による漁船運用の効率化を図り、燃油経費の削減に取り組む。</li> <li>・全漁業者は効率的な操業体制の構築による省燃油活動について再検討する。</li> </ul>
<p>漁村の活性化のための取組</p>	<p>(1) 漁業人材の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会及び市は新規漁業就業者の研修制度等を活用した船員、後継者の確保による安定操業の実現に取り組む。</li> <li>・全漁業者は就業者の離職防止のため、就業者の就労環境改善に努める。</li> </ul> <p>(2) その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会、市及び全漁業者は、学校給食や料理教室などに地元水産物を提供し、魚食普及に努めることにより消費、流通の拡大対策とPR体制の強化を図る。</li> </ul>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業経営セーフティネット構築事業</li> <li>・省燃油活動推進事業</li> <li>・競争力強化型機器等導入緊急対策事業</li> <li>・漁業担い手確保緊急支援事業（漁業就業支援事業費）</li> </ul>

(5) 関係機関との連携

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スルメイカ資源の保護などについて、地方独立行政法人北海道立総合研究機構および北海道と連携をとりながら推進する。</li> <li>・ スルメイカの消費拡大対策について、北海道漁業協同組合連合会や北海道、函館市と連携をとりながら推進する。</li> <li>・ 国際水産海洋都市の実現に向け、マリンITの活用や新技術の開発などについて、函館市国際水産・海洋総合研究センターを活用した中で、北海道大学や地方独立行政法人北海道立総合研究機構など学術研究機関と連携を取りながら推進する。</li> </ul>
---

(6) 取組の評価・分析の方法・実施体制

<p>浜プランの取組の成果を評価・分析するため、毎年度末（3月）に開催する会員会議において、委員会事務局が策定した浜プラン評価案を審議・決定し、次年度の取組の改善等に繋げる。</p>
---

#### 4 目標

##### (1) 所得目標

漁業者の所得の向上 10%以上	基準年	
	目標年	

##### (2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

##### (3) 所得目標以外の成果目標

I Q F (一本凍結) の出荷量の増加	基準年	平成30～令和4年度 平均： 280.8 トン
	目標年	令和10年度： 308.9 トン
漁業就業者(乗組員)の確保 (1隻当たり平均)	基準年	令和4年度： 8 人
	目標年	令和10年度： 10 人

##### (4) 上記の算出方法及びその妥当性

<p>&lt;所得向上の取組の成果目標サブ指標：I Q F (一本凍結) の出荷量の増加&gt;</p> <p>船凍イカを市場に出荷する中型イカ釣り船においては、現在、I Q F (一本凍結) とブロックでの出荷割合が約5割ずつとなっている。I Q Fの方が価格は高いが労働力が必要となることから、外国人も含めた労働力の確保に努め、I Q Fの出荷量を平成30～令和4年度5カ年平均(280.8トン)に比べ目標年は平均(308.9トン)10%増加させることを目標とする。</p> <p>&lt;漁村活性化の取組の成果目標：漁業就業者(乗組員)の確保&gt;</p> <p>中型イカ釣り船の乗組員は1隻当たり10人を目安としているが、令和4年度の1隻当</p>
---

たりの平均乗組員は外国人を含め8人で、労働力が不足している状況である。乗組員を増やすには、日本人乗組員を確保する必要があることから、令和6年度以降は、市などと連携を図りながら新規就業者確保に努め、1隻当たり平均10人の乗組員が確保されていることを目標とする。

## 5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
漁業経営セーフティネット構築事業 (緊急特別対策を含む)	国の漁業経営セーフティネット構築事業の活用により、燃油高騰の影響緩和が図られ漁業経営の安定に繋がる。
省燃油活動推進事業	漁業者自らが省エネを意識し省燃油活動を実践することで漁業用燃油の削減が図られる。
競争力強化型機器等導入緊急対策事業	本事業の活用により、漁業経費における燃油削減効果が一層高められることから、浜の活力再生プランの効果が高められる。
新規漁業就業者総合支援事業	船員の確保による安定操業と経営の効率化が図られる。